

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条及び第2条 略 (その他の給与) 第3条 略 2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額とする。 第4条から第7条の2 略 別表第1及び別表第2 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(令和8年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 2 <u>令和8年3月に支給する期末手当については、この条例による改正後の第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の30」とする。</u>	第1条及び第2条 略 (その他の給与) 第3条 略 2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の225</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。 第4条から第7条の2 略 別表第1及び別表第2 略